

(公 印 省 略)
三 人 第 1 7 5 号
令 和 6 年 2 月 1 日

各 区 長 様

男女共同参画センター
所長 平井 隆禎

情報誌「こらぼーよ 第67号2024・冬」について
(依頼)

晩冬の候、貴職にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、まちづくり地域活動の振興について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり三木市男女共同参画センター情報誌「こらぼーよ 第67号2024・冬」をお届けいたします。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、貴地区での回覧をお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 送付物 | 三木市男女共同参画センター情報誌
「こらぼーよ 第67号2024・冬」 |
| 2 お届けの枚数 | 各地区の回覧枚数 |

【担当課】市民生活部 人権推進課
男女共同参画センター
(三木市立教育センター内)
TEL : 89 - 2331

～市民がつくる～
三木市男女共同参画センター情報誌

こらぼよ



こらぼよとは
Collaboration
コラボレーション
(共同・協働)と
～しようよの組合せ

みんなで
男女共同参画社会実現
に向けて活動しようよ

第67号 2024・冬

冬号のテーマは
真摯な同意



✧ 主夫日記

「弁護士による法律セミナー」レポート

「世の中は変わってきている」

「男性も性被害について声を上げることのできる

社会をめざして」

✧ 対等な関係が築けていますか？

主夫日記

2023.11.22 「弁護士による法律セミナー」レポート

今回の主夫日記は、11月22日に開催された、弁護士による法律セミナー「“YES 以外はすべて NO！”の認識を～性犯罪規定の改正で何が変わったのか～」のレポートです。

法律セミナーは弁護士の吉倉美加子先生が講師を務められました。2017年、2023年の性犯罪規定の改正の経緯と改正内容の説明の後、「真摯な同意」についての説明がありました。これらの改正は「自由な意思判断が困難な状況で行われた性的行為」を罰する規定だそうです。

2023年の改正では、暴行・脅迫・心身の障害・アルコール・薬物・*フリーズ状態・虐待・立場による影響力などが原因となって「No と思うこと」、「No と言うこと」、「No をつらぬくこと」が難しい状態で性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰するようになりました。

この他にも、16歳未満の子どもに対しての性交等やわいせつな行為、わいせつ目的での16歳未満の子どもへの面会要求や性的な画像の盗撮などの罪や性犯罪の時効の延長などが規定されています。

私たちはこれまで性的なことについて、「相手が嫌と言わないから OK」とか、「前回 OK だったから今回も OK」など、勝手な思い込みで同意があると判断していたかもしれません。



相手が、「NO と思うこと」、「NO と言うこと」、「NO をつらぬくこと」ができる状況での「真摯な同意」を得ることが、その都度相手の気持ちをきちんと確認することが必要で、対等ではない関係性の場合には特に注意が必要です。

この「相手の気持ちを確認する」という行為は性的なことだけに限らず、日常のさまざまな場面で必要なことなのではないでしょうか。

最後に先生から紹介された、子ども向けの同意の動画の URL を掲載します。(編集委員：I)

*フリーズ状態とは「恐怖で体が凍りついた」「頭が真っ白になり抵抗できなかった」など、思考や行動が停止した状態のこと

「Consent for kids」

<https://youtu.be/xxlwgv-jVl8?si=xYAk1sopuxN5NHEn>



👉 デート DV に関する内閣府の HP はコチラ

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/date_dv/index.html



「世の中は変わってきている」 ～男性も性被害について声を上げることのできる社会をめざして～

痴漢は不同意わいせつ罪（旧強制わいせつ罪）や各地方公共団体の迷惑防止条例違反などに該当する犯罪です。にもかかわらず、痴漢をはじめとする性犯罪は、「そんな時間に歩いているから」「そんな恰好でいるから」と被害者に落ち度があると暗に責めたり、「性犯罪に遭うのは恥ずかしいこと」などとタブー視したりする風潮があり、声を上げにくい状況が続いていました。

けれども、芸能界で問題になっているように、女性よりもさらに声を上げにくかった「男性の性被害」の問題が表に現れるようになってきたことから、「世の中は変わってきている」と感じます。

2017年施行の性犯罪に関する法律の改正で、被害者を女性に限っていた「強姦罪」を「強制性交等罪」として男性に対する性犯罪も処罰対象となり、さらに昨年7月から「不同意性交等罪」として「同意のない性行為は犯罪になりうる」と改められました。それでも、「男性も性被害に遭う」ということがなかなか理解されず、男性が被害を訴えにくい状況は続いているのが現状です。

そのような中、芸能界での男性の性被害がマスコミで取り上げられるようになり、NHKでも性被害に遭った男性に対してWEBアンケートが行われ、その結果が大きな反響となっています。アンケートによると、「子どものころの被害」が多く、「約7割が誰にも相談していない」という結果が出ました。

さらに、被害内容についての自由記述では「大した被害ではないけれど…」という前置きを添えている方が多く、男性の性被害が「ささいなこと」だと捉える社会的雰囲気があることがわかりました。

しかし、企業やマスコミ等が今まで取り扱わなかった男性の性被害に真剣に取り組もうとしているのは、少しずつでも社会が変わってきているからではないでしょうか。日本の社会も変化しようとしているのです。

「痴漢の被害に遭うのは女性だけ」「男性は性被害には遭わない」という固定観念に囚われることなく、「男の子でも女の子でも性被害に遭う」可能性がある、と考えることが大切です。そして、性被害に遭うことを「警戒心がないからだ」などと被害者に原因があると考えることのないようにしたいものです。

（編集委員：〇）

性的な被害、ひとりで悩んでいませんか？

服を脱がされた
水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた

下着姿や裸の写真、動画を撮られた、送るよう要求された

飲み物に薬を入れられ、気づいたら性行為をされていた

痴漢にあった

あなたは何かもわるくありません。相談できる場所があります。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ
#8891

性犯罪被害相談電話(警察)
ハートさん
#8103

スマートフォンで相談
キュアタイム

性犯罪・性暴力被害
内閣府 男女共同参画局

デートDVって？ 交際相手からの暴力のことを「デートDV」といいます。

「デートDV」にはさまざまな種類があります。

- ながる・たたく・ける
- 相手が望まない性的な行為をする
- 嫌がっているのに下着姿や裸を撮影する
- 友だちと会うのを嫌がる・やめさせる
- 「別れるなら死ぬ」と言って、別れるのを嫌がる
- 大声で怒鳴る・バカにする
- 長時間無視をする
- デートのお金をまったく払わない

友人にも教えてあげてください！ 交際相手からの暴力は、自分で解決するのは難しい問題です。相談してください。

はれれば
DV相談ナビ **#8008**

警察相談専用電話 **#9110**

スマートフォンで相談
DV相談プラス

スマートフォンで相談
DV相談ナビ

内閣府 男女共同参画局



対等な関係が築けていますか？



最近、ホストクラブに通い、高額な支払いができない若い女性に対して、借金や風俗店勤務のような方法で金策をさせて、支払いを要求する悪質なホストクラブの問題について、国会でも議論されています。長年、社会問題となっていたこの問題に対して、ようやく、政界・警察・民間団体が協力して歪みを是正するように動き出しました。

なぜこのようなことが起こるのか？核家族化、ネット環境の変化、少子化等々、人間関係の希薄化により、自分が安心できる居場所を確保することや、家族に心を開くことが難しく、常に孤独を感じ、心が疲弊している状況が日常的に起こっているからだと言われています。この寂しさや孤独を、ホストクラブでの自分を必要とされる安心感や疑似恋愛で埋めていることも多いのではないのでしょうか。しかし、心の闇、弱みに付け込んで法外な金銭を要求することは許されることではありません。

どのような関係性であっても、心の隙間に入り込まれて抜け出せない状況に追い込まれ、束縛される、自由を奪われる、金銭的・肉体的苦痛を日常的に感じるような関係は対等な関係ではありません。我慢していることを当たり前と感じている、「NO!と言えない」、「NO!を受け入れてもらえない」こんな状況の場合は「助けて」と言うこと、悩みを相談できることが大切です。恥ずかしいと思うことはありません。

お互いに対等な関係でしっかり自分を守って、誰もがお互いの人権を尊重できる関係を築けるようになりましょう。

(編集委員：T)

***** 今後の男女共同参画センター主催の講座 ※要:事前申込 *****

テーマ	講師	日時	会場
私の気づきで地域が変わる ～誰もが住んで良かったと思えるまちに～	男女共同アドバイザー オフィス EEE 中村 和子さん	2月20日(火) 13:30～15:00	中央公民館
ママがヨガをしている間に パパとハンバーガーを 作っちゃおう!	調理指導 ファザーリング・ジャパン関西 ヨガインストラクター 五百蔵 夕陽さん	3月3日(日) 9:00～11:30	総合保健福祉センター 2階 栄養指導室他
自分たちの未来を考えよう ～もう親と同じような 生き方は難しい～	コーディネーター 榎本 英樹さん	3月9日(土) 14:00～16:30	教育センター 4階 大研修室

三木市男女共同参画センター

愛称 “こらぼーよ”

三木市福井 1933-12

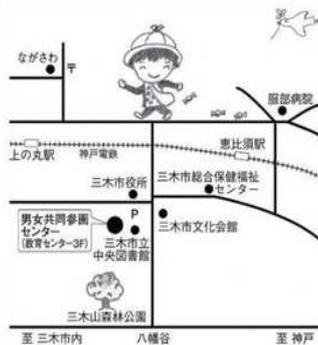
三木市立教育センター3階

TEL&FAX：0794-89-2331

開館日時：月曜～金曜 9時～17時

(※祝日を除く)

企画・編集：情報誌“こらぼーよ”編集グループ
発行：三木市男女共同参画センター



ホームページからも
ご覧いただけます



編集後記

「フラワーデモ」は女性の性暴力被害者により
そう「#With You」の声を挙げるために
2019年に東京の行幸通りで始まりました。

その後、このイベントは全国47都道府県に
広がり、毎月11日に花を持ち、性暴力に抗議
するデモを開催しています。今では性暴力に反
対する男性や、男性の性暴力被害者も参加し、
スピーチをされるそうです。

日本は「性暴力に甘い国」と言われています
が、この社会運動が大きくなるとなると「性
暴力を許さない国」になればと願っています。

(編集委員：K)